

お知らせ

高齢者向けの除雪サービス

高齢者の生活路確保のための除雪事業を行っています。

対象 65歳以上のかたで、次のすべてに該当するかた

- ・除雪援助が必要と判断されたかた
- ・市民税非課税世帯に属するかた
- ・単身や高齢者のみの世帯、これに準ずる世帯に該当するかた

除雪範囲 自宅の出入り口から公道まで
 ※その他の場所の除雪、屋根の雪下し、雪捨ては対象外です。

料金 30分50円

問 長寿支援課高齢者福祉係
 ☎43-7056

業者登録申請を受け付けます

市で行う入札や見積もり合わせに参加する業者登録を受け付けます。

受付期間 平成22年1月4日(月)~29日(金)

受付場所 市役所契約検査課

受付業種 建設工事、測量・コンサルタント等業務、物品調達、役務提供、小規模修繕

有効期間 平成22年4月1日から1年間
 ※契約検査課で12月21日(月)から要領と様式を配布します。また、契約検査課ホームページからもダウンロード出来ます。

申・問 契約検査課契約係 ☎43-7039

家屋を取り壊したら届け出を

年内に取り壊した家屋(住宅や物置、事務所、店舗など)に、来年度の固定資産税がかからないよう調査をしています。家屋を取り壊したときには、お早めに税務課へ届け出てください。

なお、法務局で「家屋滅失登記」の手続きを年末までにしているかたは届け出る必要はありません。

未登記家屋の名義変更も届け出を!

売買や相続などで、登記されていない家屋の所有者を変更したときも年内に税務課へ届け出てください。

問 税務課固定資産税係 ☎43-7034

償却資産の申告は期限内にお願いします

会社や個人経営の工場、商店などの事業用資産(構築物、機械、工具備品など)は、償却資産として固定資産税の対象となります。

償却資産を所有しているかたは、毎年1月1日現在の償却資産の所有状況を1月31日までに申告することになっていますので、期限内の申告をお願いします。

問 税務課固定資産税係 ☎43-7034

税外納付金未納者へ法的措置予告通知を発送します

特別滞納対策室では、税外納付金(保育料や市営住宅使用料、病院診療費など)未納者へ担当部署と共同して、滞納処分(差押え)や裁判所への法的措置(支払督促や訴訟など)を含め滞納整理を強化しています。

再三の納付催告に応じない場合や、分納誓約書を提出しても守られていない場合は、滞納処分や法的措置で厳しく対応します。

予告通知が届いたときは、すぐに担当部署にご相談ください。

問 特別滞納対策室 ☎43-7028

一部公園の水道・トイレが使えなくなります

12月1日からトイレが利用出来なくなる公園

清水堰^{せき}児童公園、南ヶ丘児童公園、水門児童公園、中道南児童公園、片山三丁目児童公園、鉄砲場児童公園、昭和児童公園、神明児童公園、桂城公園、城西児童公園、伊勢堂児童公園、長木川河川緑地

1年中トイレを利用出来る公園

駅前児童公園、有浦児童公園、中道児童公園、御成児童公園、柳町児童公園、長木川河川緑地白鳥広場・管理棟

※柳町児童公園と長木川河川緑地白鳥広場・管理棟のみ水道を使うことが出来ます。それ以外の公園では、水道は使えません。

問 都市計画課都市整備係 ☎43-7082

子育て応援特別手当の支給を停止します

子育て応援特別手当は、小学校就学前3年間に該当する子どもに、1人当たり3万6千円を支給する制度ですが、平成21年度の子育て応援特別手当は「子ども手当」の創設などのため、支給を停止することになりました。

詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/>

問 福祉課子育て支援係 ☎43-7053

水道も冬支度をお願いします

去年は212件の水道凍結事故がありました。水道が凍結すると修理代金が掛かるほか、多額の水道料金を請求される場合もあります。

①水道管がむき出しの部分を毛布で覆うなどの防寒対策を行い、凍り止め栓の操作を確実に行ってください。詳しくは、市指定給水装置工事業者にご相談ください。

②農業用水道は漏水事故防止のため、春まで閉栓することをお勧めします。

③積雪のため検針出来ないことがあります。毎月の検針で漏水を早く発見することが出来ますので、メーターボックス周辺はこまめに除雪して、検針の邪魔になる物を置かないでください。

※開栓・閉栓のお申し込みは、希望日の5日前までをお願いします。

問 管理課総務係 ☎42-4117

農地制度が改正されます

農地転用許可の対象が拡大されるほか、違反転用の罰金額の引き上げや、農地の相続手続きなどが改正されました。また、農地の貸借に係る権利移動や税制が見直され、今よりも農地を貸しやすく、借りやすくなります。

問 農業委員会事務局農地振興係
 ☎43-7129

市民の善意

▽社会福祉事業団扱い

大湯静江(二井田) 七五三着物一式